

もてなしの阿波とくしま観光基本条例の改正案に係るパブリックコメントの結果について

- (1) 募集期間 令和6年11月29日（金）から令和6年12月27日（金）まで
 (2) 意見提出状況 8人
 (3) 意見等の概要及び県議会の考え方

No.	御意見の概要	御意見に対する県議会の考え方
1	<p>徳島は山海川に恵まれているので、映画村みたいな物を作ろうと思えば作ることができると思う。 映画村を利用した新人映画監督の10分映画コンテストを催して、優勝者に短編映画の製作権を与えてコミュニティセンターで上映してみてもどうか。</p>	<p>観光振興において、様々な観光資源を発掘、活用することは重要な観点であると認識しており、本改正案では、本県の誇る自然や文化、歴史、産業等に関する観光資源の磨き上げや組み合わせにより、新たな需要の開拓につながる観光コンテンツを創出することを、観光振興基本方針を定める第9条第1号に盛り込んでいます。 県議会としては、条例改正を機に、条例の目的に合致した施策が効果的に推進できるよう、県等の取組を後押しして参りたいと考えています。 御意見は、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>
2	<p>①徳島県の豊かな自然環境を活用しての「ネーチャー・ツーリズム」の推進を行う。 ※鳴門海峡でのシーカヤック、吉野川の大歩危峡でのラフティング、海陽町穴喰沖の又は美波町日和佐沖でのスキューバ・ダイビングなど</p>	
	<p>②徳島県が「とくしまマルシェ」の開催規模を拡大して、高知日曜市、函館朝市、安房勝浦朝市、飛騨高山宮川朝市、唐津呼子朝市のように観光ブランド化による「フード・ツーリズム」の推進を行う。 ※ 具体的には、中洲市場商店街を上野アメ屋横丁商店街（JR山手線及びJR京浜東北線のJR御徒町駅すぐ）にして、観光客を中洲市場商店街にも引き付ける。 ※ 飛騨高山宮川朝市は、テレビ朝日の「赤かぶ検事奮闘記」（フランキー堺主演）のドラマで有名になった。</p>	
	<p>③人間ドッグ健康診断検査＋クアハウス（多目的温泉保養施設）の組み合わせによる「メディカル・ヘルス・ツーリズム」の推進を行う。</p>	
	<p>④徳島県がマリニピア沖洲（徳島南部自動車道の徳島沖洲IC付近）に和歌山とれとれ市場（南紀白浜町）の海鮮マーケットを開業、釧路フィッシュヤーマズ・ワーフmooの海鮮マーケットを開業、若狭フィッシュヤーマズ・ワーフ（小浜市・若狭小浜お魚センターと併設）の海鮮マーケットを開業する。</p>	
	<p>⑤徳島県が主体となつて「とくしま★マチ★アソビ」＋「とくしま・アニソンのど自慢大会」の組み合わせによる「アニメ・ツーリズム」の推進を行う。併せて、ラジオ関西（AM 558 毎週金曜日夜22時から放送開始）のアニメ番組放送の「青春ラジメニア」を通じて、徳島県への観光客の誘客の促進を行う。</p>	
	<p>⑥インバンド結婚式＋インバンド観光の組み合わせによる新たな観光振興の取り組みの施策を実施する。 ※インバンド結婚式の会場は、大塚国際美術館のシスティーナホールで結婚のウエディングベルを鳴らす。</p>	
	<p>⑦「とくしま★マチ★アソビ」は、大人も呼べるようなハードボイルドな「とくしま★マチ★アソビ」にする。 ※ 新たな「アニメ・ツーリズム」の創生を図る。 ※ ゴルゴ13、ルパン三世、キッツアイ（歌 杏里）、シテイハンター（歌 TMネットワークのゲットワイルド）、進撃の巨人、鬼滅の刃、バビル二世など</p>	

No.	御意見の概要	御意見に対する県議会の考え方
	<p>⑧「もてなしの阿波とくしま観光基本条例」の基本コンセプトや基本目標は「美・食・遊・泊」にする。</p>	<p>本条例は、観光の振興を通じて、豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県の経済の発展及び県民生活の向上に向け、理念や施策の方向性を示すものです。 御提案の「美・食・遊・泊」は観光において重要な観点ではありますが、第9条に定める観光振興基本方針に基づき、より幅広く施策を推進していくため、原案どおりとさせていただきます。</p>
3	<p>「持続可能な観光」を明記したのは良いと思います。基本理念に追加された、「県民等により、地域における創意工夫を生かした主体的な取組が継続的に創出されていること」という部分にも賛同します。 先日、ディズニーのスペシャルパレードが開催されました。それだけが目当てではないと思いますが、この30分ほどのイベントに8万人が訪れたそうです。瞬間的ににぎわいを創出する取組も必要だと思いますが、訪れた人の消費も一時的なものではなかったでしょうか。オーバーツーリズムになっていなかったかとも危惧します。 観光振興は経済的側面、地域振興の側面から重要であると思いますので、普段から継続的・持続的に県内各地で観光が行われるような取組が広がればよいと思います。 我々県民も観光振興を行政や観光事業者、観光団体だけにまかせるのではなくて、自分事として主体的にやっという意識を持つことが必要だと今回のパブコメを通じて改めて感じました。</p>	<p>持続可能な観光は、本改正案で第2条第4号に定義付けしたように、「観光旅行者、産業、環境及び地域の需要に適合しつつ、現在及び将来の経済、社会及び環境への影響に十分配慮した観光」を指し、近年、国際的にも関心・意識が高まっています。 国内外の観光旅行者から選ばれる持続可能な観光を実現するためには、県民の皆様をはじめ様々な関係者の主体的な参画が大変重要であると認識しており、本改正案では基本理念を定める第3条第5号にその旨を明記しました。 県議会としては、条例改正を機に、条例の目的に合致した施策がより効果的に推進できるよう、県等の取組を後押しして参りたいと考えています。 御意見は、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>
4	<p>阿波とくしま観光の日及び阿波とくしま観光週間を設けていることは良いと思いますが、いつなのか、また、どんな取組がされているかがあまり知らされていないので、もっと周知すべきだと思います。</p>	<p>本県では、公募により、10月9日を「阿波とくしま観光の日」と決めています。秋の行楽シーズンという季節的な理由に加え、徳島の「と・く」、遠くから来てもらうの「とお・く」、徳島について「トーク」という語呂あわせから、10月9日としています。 また、10月9日を含む月曜日から日曜日の1週間を「阿波とくしま観光週間」とし、これに合わせた観光PR等を毎年実施しているところです。 御意見は、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>
5	<p>施策の推進にあたっては、地域特有の魅力を官民それぞれが効果的に発信されることを期待します。 さらには、宿泊施設のキャパシティ拡大に向けた取組など受入環境の整備を促進して、観光産業の発展、地域経済の活性化につながる取組を積極的に展開していただきたいと思っています。</p>	<p>御意見は、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する県議会の考え方
6	<p>香港・韓国からの国際定期便就航のチャンスを生かすため、インバウンドの強化を盛り込んだら良いと思います。</p>	<p>昨年11月に香港、12月には韓国との国際定期便が就航したことに加え、今年の4月には大阪・関西万博の開幕も控えており、インバウンド誘客のチャンスと認識しております。</p> <p>今回の改正案では、インバウンド需要を本県に取り込むための取組の促進に向け、第9条第9号に広報宣伝の適切な実施、県内の交通及び宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、受入態勢の整備等を新たに追加しました。</p> <p>県議会としては、条例改正を機に、条例の目的に合致した施策が効果的に推進できるよう、県等の取組を後押しして参りたいと考えています。</p>
7	<p>以下の5点について、提言させていただきます。</p> <p>①前文第一段落の豊かな食材のところに「野菜や果物」も入れる。※徳島は野菜王国でもあるので。 (例えば、鱧の後ろ等に)</p> <p>②前文第二段落の遺産等のところに「阿波の土柱」を入れる。 (例えば、うだつの町並みの後に)</p> <p>③前文第七段落の観光振興に取り組む主体の列挙のところに「市民や市民団体（または市民グループ）」を入れる。 (例えば、観光関係団体の後ろに)</p> <p>④（基本理念）第3条のどこか、3号のあたりに「人権の保護や尊重」についての言及を入れる。 ※これについては、特定の文化的・社会的背景を持った人々や集団を差別し排斥する事例が過去にあったことから（お遍路さんへの差別落書き、イスラムの食文化への無理解など）、今後のグローバル化する観光振興においては、異文化への理解や人権意識の向上が課題であることをふまえ、言及した方がよいと考える。</p> <p>⑤（観光振興基本方針）第9条5号のあたりに「観光客のアクセスと移動の利便性向上についての施策検討」といった内容を入れる。 ※公共交通機関が乏しく（とくに北部中央には無く）移動の困難さが来訪のネックになっている現状をふまえて。</p>	<p>①②本県には前文第一及び第二段落目に列挙したもの以外にも様々な食材、歴史的又は文化的な遺産等、魅力ある観光資源が数多くありますが、前文では、その中でも特に、本県を代表するものを例示しています。</p> <p>本改正案では、平成21年に条例が制定されて以降、平成30年に世界農業遺産に登録された「にし阿波の傾斜地農耕システム」と、平成27年にその巡礼文化が日本遺産に登録され、現在世界遺産登録への取組も進められている「四国遍路」の2つを、地域を支える文化・観光資源として県民の意識も高まっていることから代表例に追加することとしましたので、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>③前文7段落目の「県民」、「観光関係団体等」という表現に御意見の趣旨を含んでおりますことから、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>④第3条第3号に御意見の趣旨を含んでおりますことから、原案どおりとさせていただきます。 御意見は、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p> <p>⑤観光旅行者の移動の利便性については、課題であると認識しており、昨年度策定の徳島県観光振興基本計画（第4期）においても、国内外との動線確保を施策展開の大きな柱と位置付けているところです。 御意見を踏まえ検討した結果、第9条第5号の「おもてなしの心を育むとともに、」の次に「観光旅行者の交通手段の確保」について加筆することといたします。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する県議会の考え方
8	<p>持続可能な観光をコンセプトにDMOを中心に観光政策を進めていくこと自体の中身自体については特段の意見はありませんが、改正条文案の文言等につき、以下気になったことを申し添えます。</p> <p>①前文第二段落「・・・といった伝統的な文化や産業」 例示として挙げられている、浄瑠璃や藍、大谷焼などは、伝統的な「文化でも産業」でもあるので例示として適切かと思うが、「にし阿波の傾斜地農耕システム」は、「文化、産業」で包摂できるものなのか。すなわち、このシステムは、「400年以上にわたり継承されてきた山村景観や食文化、そして農耕にまつわる伝統行事などの全て」とされ、もっと言うと、「【世界農業遺産（GIAHS）の説明】社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）」を指すものだとすれば、景観や生態など、「文化、産業」だけでは表現しきれないところにも特徴があるように思われる。特に有機的に相互に繋がった「システム」をどう表現するか。法令用語として「システム」を使うことは大丈夫だと思うが、「文化、産業、システム」とするのは目立ちすぎるし、それなら、「産業等」にするか、「文化、産業、営み」などとするか、何か表現ぶりの工夫が欲しいと思われる。</p>	<p>①「にし阿波の傾斜地農耕システム」は「文化や産業」だけでは包摂できない部分はあるものの、「文化や産業」が重要な要素となっていることから「文化や産業」の例示のひとつとして加えたものであり、原案どおりとさせていただきます。</p>
	<p>②2条4号の「持続可能な観光」の定義 ここでは、「観光旅行者、産業、環境及び地域の需要に適合しつつ、現在及び将来の経済、社会及び環境への影響に十分に配慮した観光をいう。」と規定されているが、前半部分の読み方に関し、「適合しつつ」は、観光旅行者、産業、環境のそれぞれに係るのか。だとすれば、観光旅行者に適合し、とか、産業に適合し、のような日本語の使い方はこなれていないと思われるが、意味するところは何か。 また、「観光旅行者、産業、環境及び地域」が、それぞれ、「需要に適合し」に係るとしても、「観光旅行者、産業」の需要に適合しは、意味として分かるとしても、「環境の需要に適合し」というのも、日本語としてこなれておらず、意味するところがよく分からない。 むしろ、この号の後半で、「環境への影響に十分に配慮し（た観光）」とあるのであれば、むしろ、前半で、「環境（の需要）に適合し」と書くのは、意味内容的にバランスが悪いのではないか。つまり、前半の「環境」は、削るべきではないか。</p>	<p>②国連世界観光機関（UNWTO）の定義を踏まえた表現としているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
	<p>③第2条第6号「持続可能な観光地域づくり」の定義 観光資源の「維持及び保存」とあるが、第6条第2項や第7条第3項では「観光資源の発掘、活用、維持及び保存」とある。持続可能性の観点からは、「発掘、活用」は除外するという理解でよいか。</p>	<p>③第2条第6号では、持続可能な観光地域づくりについて、「観光を支える産業の収益力及び生産性の向上」と両立するものとして、「観光資源の維持及び保存」の面を対比させているため、「発掘、活用」という側面は除いています。</p>
	<p>④8条4項について （観光地域づくり法人は、）「県、市町村、県民等その他の地域の多様な関係者との連携の下、長期の滞在につながる観光コンテンツの充実等に努める」とあるが、前半の「県民等」と「その他の」との繋がりがおかしいのではないかと。県、市町村、県民それぞれが、「地域の多様な関係者」の例示だとすれば、「県民等」の「等」は不要と思われるが、いかがか。 （例示表現の重複←消し忘れか？） ※「その他」と「その他の」との違い。</p>	<p>④「県、市町村、県民等」は「地域の多様な関係者」の例示ですが、ここでの「県民等」は、第2条第3号で定義する「県民等」でありますので、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する県議会の考え方
	<p>⑤「バスケットクローズ」の書き方 通常の場合の書き方に倣えば、6条3項「県民は」、7条4項「観光事業者は」、8条3項「観光関係団体は」の後に、それぞれ、「前二項に定めるもののほか」、「前三項に定めるもののほか」、「前二項に定めるもののほか」と挿入すべきではないか。 厳密には、今の書き方では、「その他」に関するバスケットクローズとして、重複部分が生じてしまう。</p> <p>※一般に、同一事項について異なる複数の法律の定めがある場合については、それらの相互の関係についての立法者の意思を、予め、法律の条文に置いてできるだけ明確にしておくべきであるとして、その関係を明確にする表現を用いるとされている。「・・・に定めるもののほか」は、その代表例である。これは、「・・・を含めて」あるいは「・・・に追加して」というように、この用語の対象となった事項のほか、更に何かを付加しようとするときに用いられる。</p>	<p>⑤第6条第3項、第7条第4項、第8条第3項については、前項までに規定した役割とは別の役割として県の実施する施策への協力を列挙したものであり、原案どおりとさせていただきます。</p>
	<p>⑥第二章の見出し 第二章の見出しが「観光の振興に関する基本的施策」となっているが、第9条は基本方針、第10条は基本計画となっており、通常法律の建付けでは、それらは「基本的施策の章」に入ることはいらない。とすれば、別途、「第二章 基本方針等」と新規に章立てして、第9条～第11条をまとめるのが適当ではないか。それに続き、「第三章 観光の振興に関する基本的施策」として、第12条以下を入れるのがよい。</p>	<p>⑥基本方針や基本計画を別に章立てする方法も考えられますが、基本方針については、「基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を策定し、及び実施する」、基本計画については、「施策を戦略的かつ積極的に推進するため、観光の振興に関する基本計画を定める」として、基本的施策の章に含めておりますので、本県の他の基本条例等の例も踏まえ、原案どおりとさせていただきます。</p>
	<p>⑦第9条 県も自ら主体的に施策に取り組むのであれば、各号で「促進する」とあるのは、「推進する」とした方がよい（ものもある）のではないかと。</p>	<p>⑦観光振興に関する施策については、県だけでなく、各実施主体がそれぞれの立場、役割に応じた取組を主体的に進めていくことが重要であると考えことから、そういった取組を促す「促進」を基本としているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
	<p>⑧第10条第1項 基本方針と基本計画の関係が明らかでないため、「知事は」の後に、「（前条に規定する）基本方針を勘案して」とか、「（前条に規定する）基本方針に基づき」とか入れるのが適当ではないか。 ※第9条で「（次条において「基本方針」という。）」としても可。</p>	<p>⑧基本方針と基本計画の関係性については、第9条で「基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を策定し、及び実施する」、第10条第1項では、「施策を戦略的かつ積極的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画を定める」とそれぞれ規定しているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
	<p>⑨第12条から第17条まで 今回の改正の目玉として、「持続可能な観光」や「地方誘客促進」、また、国内外の観光需要を取り込むための「観光地域づくり法人」を新たに施策として打ち立てることだとすると、それらが、基本的施策のコアの部分である第12条から第17条までにどこにも反映しておらず、何も改正がないというのは、普通はないのではないかと。条例の前半部分では、「役割」や基本方針のところと言及されているが、後半部分についてはどこも改正がなされていない。頭でっかち尻すぼみの感じである。 例えば、12条では、今回新たに定義を設けた「観光地域づくり」「観光地域づくり法人（DMO）」などの用語を挿入していいのではないかと。また、第14条では、同様に、「持続可能な観光」の用語を使って加筆できるのではないかと。</p>	<p>⑨今回の改正は、社会情勢の変化に的確に対応した観光振興が推進されるよう、持続可能な観光に関する項目の追加やインバウンドに関連する項目の見直し等を行うもので、県の観光施策の基本的方向性を示す第9条の観光振興基本方針を中心に改正案を検討しました。 第12条から第17条までは第9条の観光振興基本方針に基づいて県が取り組むべき具体的な施策を規定した部分でありますので、第9条を見直すことで、おのずとその内容を念頭において施策展開につながるものと考えておりますが、御意見を踏まえ検討した結果、地域の観光の振興に関する総合力の向上等について規定する第12条の冒頭「県は」の次に「持続可能な観光の実現に向け」と加筆することといたします。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する県議会の考え方
	<p>⑩第18条の財政上の措置 現在、全国の観光地域づくり法人の課題の一つとして、財源の不足が指摘されている。DMOで専門職員を雇用し、その処遇を改善するには、財源（運営資金）が必要と考えられるし、また、観光客のデータを入手・分析し、プロモーションを行うなど、DMOの活動は多岐にわたるが、実際にはそれらの活動に必要な財源が不足しているとも指摘されている。</p> <p>例えば、宿泊税を導入するかはともかくとして、仮にその場合は、条例の制定が必要となり、地方議員の理解を得ることが不可欠となるが、宿泊税でなくとも、DMOにきちんとした財源をつけるとなれば、条例等にDMOへの財政支出を明記するののも一つのアイデアではないか。（財政当局はもちろん渋る話である。）</p>	<p>⑩第18条の財政上の措置は、DMOへの財政支出も含まれ、必要な措置を講ずるよう努めるものとしているため、原案どおりとさせていただきます。</p>